## 手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円
	 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介	成功報酬
するサービス	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)
【職業紹介サービス】	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内
	定書や労働条件通知書等に記載されている額)の
	35%
	<del></del>
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間
	が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われ
	る賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて
	いる額)の
	<u>35%</u>
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対す	
る専門的な相談・助言サービス	成功報酬
【職業紹介の付加サービス】	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内
	定書や労働条件通知書等に記載されている額)の
*上記職業紹介サービスに加えて、より	<u>35%</u>
専門的な相談・助言の付加サービスを行 う場合	
	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号	13-ユ-302877
事業所の名称及び所在地	AnyKan株式会社
	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 31 番 11 号